

## 医療費でお困りの方はご相談ください

- 病気のため、収入が減った。失業した。。
- 年金だけで収入が少ない
- 医療費の支払いが心配



## どんな基準なの？

具体的には、世帯収入が生活保護法で定める「生活保護基準額」の110%未満であれば全額、130%未満であれば半額の診療費が免除されます。しかし、他に利用できる制度があれば優先的に利用して頂く場合があります。

生活保護基準額

生活保護基準額の  
110%未満

全額免除

生活保護基準額の  
130%未満

半額免除

## 対象となる診療は？

### 当院での医療費

院外処方箋による調剤薬局での支払い（薬代）や介護費用については対象になりません。診療所での診療費に限ります。



## 相談の対象となる1ヶ月の収入のめやすは？

【例1】66歳男性、独居  ..... 6万円程度

【例2】70代の夫婦二人暮らし   ..... 10万円程度

【例3】30代の夫婦、小学生、中学生の四大家族     ..... 17万円程度

【例4】30代のひとり親、小学生、幼稚園児の三人家族    ..... 15万円程度

- 経済状況を確認できる書類（給与明細、源泉徴収票、年金通知書など）の提出をお願いします。
- 無料低額診療事業の他にも活用できる制度がある場合があります。まずはご相談下さい。

